

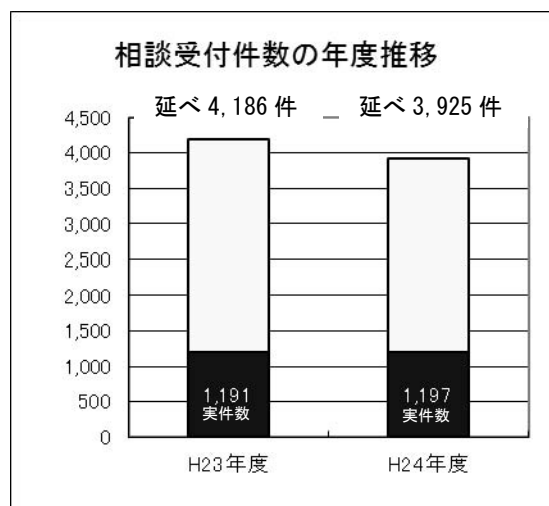
平成 24 年度 札幌市子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

1 相談状況

平成 24 年度の相談件数は、実件数 1,197 件、延べ件数は 3,925 件であり、前年度比では、実件数で 0.5%増、延べ件数で 6.2%減であった。

(前年度 実件数 1,191 件、延べ件数 4,186 件)

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。



(1) 相談方法の内訳

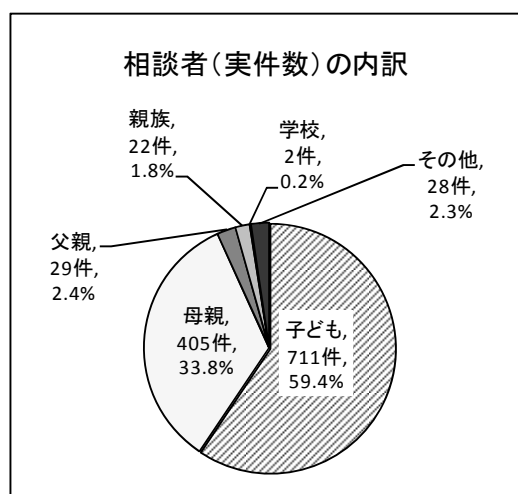
初回の相談で最も多いのは電話による相談（699 件）で、全体の 58.4%を占める。一方でEメールによる相談の割合が増加している傾向があり、初回相談においては、対前年度比で 5.7%増加（455 件→481 件）となっている。面談による相談は延べ件数で対前年度比 15.1%増（126 件→145 件）となっている。

なお、相談方法は、随時メールから電話へ、また電話から面談へと移行することがある。

(2) 相談者の内訳

母親と子どもからの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の 93.2%を占めている。

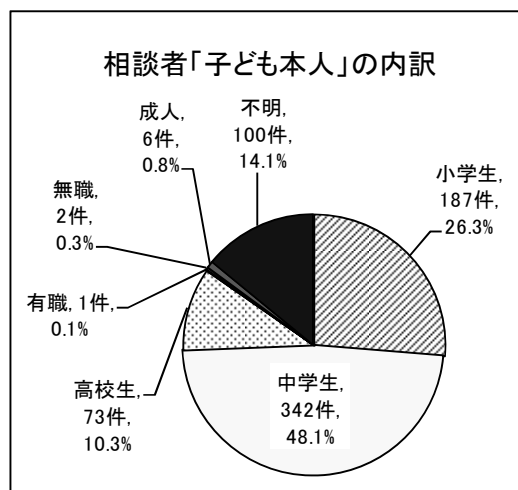
なお、延べ件数でみた場合は、子どもが 2,796 件で 71.2%を占めている。これは、子どもからの相談の多くがEメールによるものであり、相談の回数を重ねることが多いためである。



(3) 相談者「子ども本人」の内訳

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生(342 件 48.1%)、次いで小学生(187 件 26.3%)となっている。

小学生からの初回相談 187 件の内訳をみると、電話相談が 70.6% (132 件) を占めている。一方、中学生は携帯電話を所持している子どもが多いためか、初回相談 342 件のうち、Eメール相談が 74.9% (256 件) を占めている。



(4) 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの内訳をみると中学生に関する相談が最も多く(496件、41.4%)、次いで小学生(410件、34.3%)、高校生(138件、11.5%)と続く。

(5) 相談内容の内訳

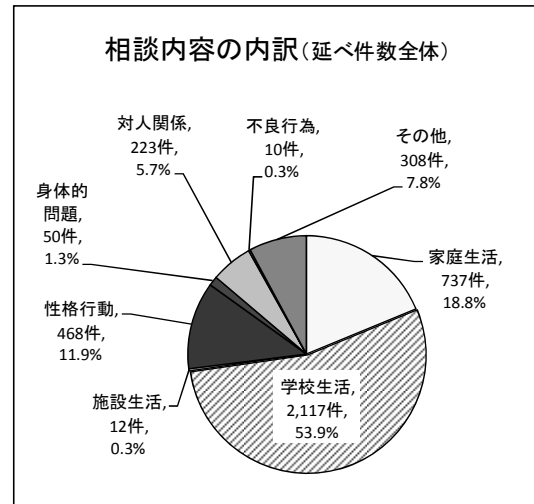
子どもアシストセンターでは、相談内容を「家庭生活」、「学校生活」など8項目に分けている。

延べ件数全体で相談内容の内訳をみると、学校生活に関する相談が最も多く(2,117件、53.9%)、次いで家庭生活(737件、18.8%)、性格行動(468件、11.9%)と続く。これは前年度と同じ傾向である。

※延べ件数全体：3,925件

※子どもからの相談延べ件数：2,796件

※大人からの相談延べ件数：1,129件

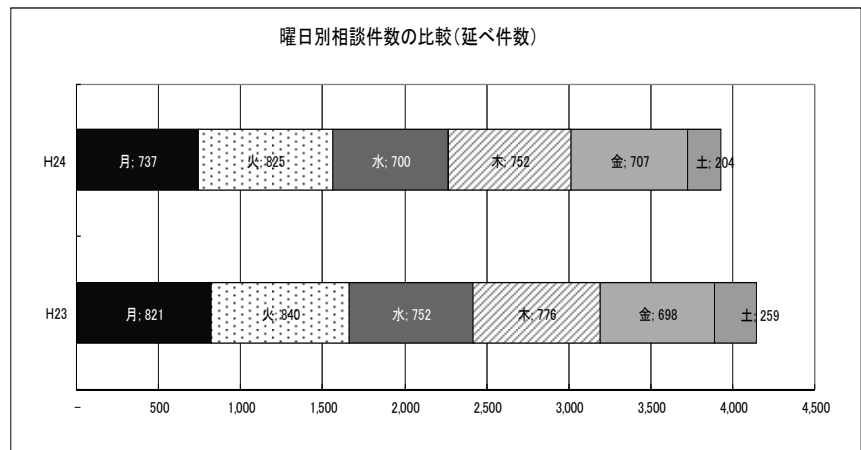


さらに33の細目に分けると、上位5項目は、下記のとおり。

子ども (2,796件)		大人 (1,129件)	
① 友人関係	822件 (29.4%)	① 親子・兄弟関係	218件 (19.3%)
② 情緒的不安定	295件 (10.6%)	② 不登校	141件 (12.5%)
③ 親子・兄弟関係	273件 (9.8%)	③ 子どもと教師の関係	130件 (11.5%)
④ いじめ	182件 (6.5%)	④ 養育・しつけ	127件 (11.2%)
⑤ 男女交際	136件 (4.9%)	⑤ いじめ	121件 (10.7%)

(6) 曜日と相談件数

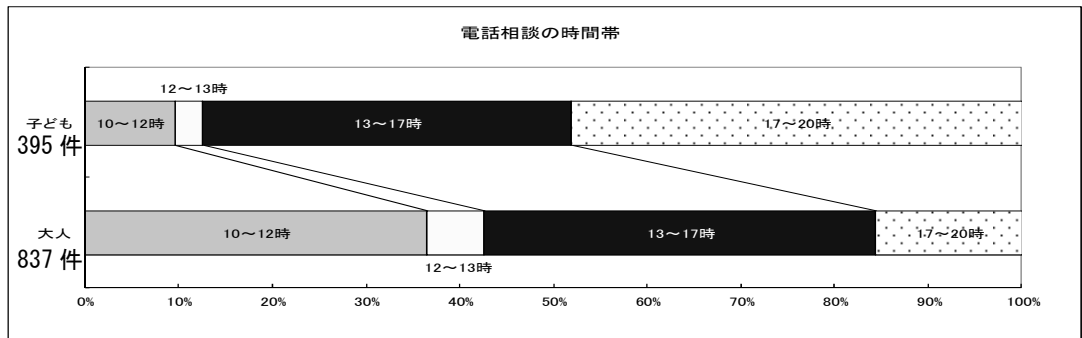
相談件数をみると、開設時間の異なる土曜日以外、曜日による極端な変動はなく、ほぼまんべんなく相談が寄せられている。



(7) 電話相談の時間帯

13 時～17 時の時間帯には、子ども、大人双方から多くの電話相談を受けているが、子どもについては、学校から帰ってきてからの時間帯（特に 16 時～20 時）に、より多くの電話相談を受けている。一方、大人からは、午前中にも多くの電話相談を受ける傾向がある。

相談時間を 20 時までとしていることは、特に子どもにとって有効であるといえる。



2 調整活動状況

(1) 調整活動とは

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話し合い」などさまざまな内容、関わり合いの度合いのものを含んでいる。

(2) 調整活動件数

平成 24 年度の「調整活動」は、18 件の案件について実施した。

児童相談所を調整先とする案件数は、平成 23 年度の 10 件に対し 24 年度は 8 件、学校を調整先とする案件数は、平成 23 年度の 7 件に対し 24 年度は 8 件とほぼ同程度であった。

また、調整活動の延べ件数は 223 回であり、平成 23 年度より 124 回増加している。平成 24 年度は、比較的時間をかけて関わる必要のある案件が前年度に比べて多くあった。子どもアシストセンターでは、調整先である関係機関との連携や相談者との相互理解の機会をできるだけ多くもつことができるよう積極的に働きかけている。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目	調整先						
	小学校	中学校	高校	市教育委員会	児童相談所	その他※	計
家庭生活 (養育・しつけ、虐待など)			1		8		9
学校生活 (いじめ、子どもと教師、不登校など)	3	3	1	1		1	9
合計	3	3	2	1	8	1	18
	8			10			

※：他の相談機関など

3 救済申立て受理状況

(1) 救済の申立て

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とする。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

(2) 救済申立て受理件数

平成 24 年度に救済の申立てを受理したものは、民間機関に関するものの案件が 1 件であった。申立てに基づき、申立人である子どもの最善の利益を尊重する観点から、関係する民間機関に対して協力を求めたが、当該機関の協力が得られず、その旨を申立人および保護者に通知し、調査を終了した。

4 救済委員の自己の発意による調査

(1) 自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報、救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子どもの権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、自己発意に基づく調査等を行うことができる。

(2) 自己の発意による調査件数

平成 24 年度において、救済委員による自己発意の調査を行ったものは 2 件であった。

ひとつは、市立小学校における体罰などの不適切な指導が疑われる匿名の相談があり、当該学校長に対して、学校側の事実認識、改善のための方策について調査を行った。調査の結果、体罰などの不適切な指導があった事実が判明した。その後、当該学校長から、当該教員への指導の徹底、複数の教員による子どもへの支援等の対策を講じ、学級の運営が改善された旨の報告があった。救済委員としては、当該学級における体罰や不適切な指導が改善されたことが確認されたことから、学校による対応を評価するとともに、体罰の事実の認識が学校として不足していたことに対する反省及び、再発防止のための諸施策を今後とも確実に実施することを求め、調査を終了した。

もうひとつは、市内に無戸籍の子どもが存在する旨の情報提供をきっかけに、何らかの事情により子どもが無戸籍である場合に想定される行政サービス上の手続き、不利益等について調査を開始した。無戸籍の子どもの権利擁護の観点から、平成 25 年度も調査を継続する。

5 運営全般として

平成 24 年度の相談者の内訳をみると、実件数 1,197 件中、子どもからの相談が約 6 割の 711 件となっており、平成 23 年度から 92 件増加している（対前年度比 14.9%増）。また、子どもからの初回相談のうち、Eメールによるものが 457 件と 64.3%を占める。

Eメールは、時間的な制約がなく匿名性が守られることから、子どもが相談する場合でも自己開示がしやすいという有用性があり、子どもが相談する際の重要な手段の一つとなっている。

他の相談機関に例の少ないEメールという相談方法を用いることで、相談しやすい環境を提供するとともに、寄せられる相談に心をこめて応答し、信頼できる大人としての役割を果たそうという子どもアシストセンターの姿勢が、子どもたちに徐々に受け入れられつつあるということの現れだとすれば望ましい結果だといえる。

今後ともさまざまな事案に応じて、その子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実効性を確保していく必要がある。